

## 議案第71号

富士見市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定  
について

富士見市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第12号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

富士見市長 星野光弘

### 提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正等に伴い、富士見市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(富士見市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 富士見市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第2項」を「から第3項まで及び第5項」に、「同法」を「育児休業法」に改める。

第9条中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第10条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第10条第2項中「富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」の次に「（平成8年条例第2号）」を加え、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第10条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第10条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第10条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第10条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第11条第1項中「（次項に規定する職員を除く。）」を削り、「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に、「同条例」を「給与条例」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給与条例第11条第1項」とあるのは「富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第10号）第7条」と、「給与条例第14条に規定する」とあるのは「同条例第9条の規定により規則で定めた当該職員の」と、「給与額を減額して給与」とあるのは「給与額又は報酬額を減額して給与又は報酬」とする。

第12条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第12条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「定める者」の次に「(第18条の3第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第18条の次に次の3条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第18条の2 任命権者は、富士見市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第12号)第13条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 富士見市職員の育児休業等に関する条例第13条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)

第18条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第18条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(富士見市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 富士見市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「含む。」の次に「以下同じ。」を加える。

第13条の2第2項中「一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の

富士見市職員の育児休業等に関する条例第10条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。